

公益社会実現に向けた課題と展望（二）

東北公益文科大学教授 出井信夫

はじめに

- I 公益法人改革の経緯と公益法人三法（以上、本号）
- II 認定審議の要点と移行期間終了後の移行状況（本号及び次号）
- III 監督の基本的な考え方と立入り検査の基本的な考え方
- IV 公民の役割分担と公民連携 PPP・NPO、PFI、公益信託、第三セクター
- V 公民連携 PPP の現状と課題
- VI 「総務省」研究会「新しい公共」の概念
- VII 「内閣府」推進会議「新しい公共」の概念
- VIII 「新しい公共」の担い手——各省庁の取組み
- IX 補完性の原理——「自助」「互助」「公助」社会
- X 「自民党政府」の「共助社会」の概念
- XI 企業のメセナ・フィランソビー・社会貢献・CSR
- XII 企業の CSR（企業の社会的責任）
- XIII ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスと公益ビジネス
- XIV 「公益」の発想と「公益」活動の源流
- XV 「公益」性と「収益」性の視点
- XVI 事業における「公益」活動、公益事業の推進
- XVII 先人に学ぶ公益活動、公益事業のデザイン
- XVIII 「共助社会」「公益社会」実現のデザイン
- XIX 市民力の活用と寄付金制度・ふるさと納税制度

はじめに

周知のように、「公益法人」は、明治以来百年、これまで民法に準拠して設立されてきた。このたび、公益法人改

革によって、「公益法人制度改革関連三法」すなわち、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行され、認定法に定められた基準を満たしていると認定を受けた法人が、一般社団法人・財団法人及び公益社団法人・公益財団法人である。

この基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者で構成される国の公益認定等委員会及び各都道府県の合議制の公益認定等審議会の各機関が行うことになっている。

既設の法人においては、法の施行後、経過期間の五年以内に所定の移行手続きをしない場合には解散したものとみなされることになっている。その移行手続きの期限は平成二五年一月末日であり、すでに既設の法人の移行期間は終了した。

このように、公益法人改革は、「民による公益の増進を目指して」「民間が支える社会を目指して」「民による公益を担う公益法人」（内閣府公益認定等委員会事務局）の観点より推進されている。

筆者は、制度移行期間の当初、平成二〇年五月二七日、山形県公益認定等審議会委員（委員長代理）に委嘱され、同日第一回の審議会が開催された。それ以降、概ね、毎月一回審議会（近年は下半期は月二回開催）が開催され、審議や議論に参加してきた。小職は、二期目の委員の任期満了後、引き続き、三期目（平成二六年五月から三年間）の山形県公益認定等審議会の委員を委嘱された。三期目の審議会は、平成二六年七月一四日に開催される。本稿は、山形県公益認定等審議会の公式見解ではない。筆者の個人的な見解である。

本稿では、これまでの移行期間における状況や議論などを踏まえ、「移行期間終了後における公益事業展開の課題と展望」について、また今後の公益社会実現に向けて、公共・公益サービスの提供のあり方やその仕組みなどについて、政府・自治体と企業や個人との関係のあり方、企業や個人における社会貢献のあり方、寄付金制度など、多様な

視点から論述するものである。

本稿が、今後の議論や審議の際の参考になれば、これに過ぎる慶びはない。

I 公益法人改革の経緯と公益法人三法

本章では、従来の公益法人制度、また百年にして初めての抜本的な公益法人大改革における法律の制定の経緯、公益法人三法の概要について概観する。

一 従来の「公益法人」制度

従来のわが国の公益法人制度は、旧民法（明治二十九年四月二七日法律第八九号）第三三条において、「法人ハ本法其ノ他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」と、「法人設立は法律の規定」と「法人設立の法定主義」が定められ、旧民法第三四条「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社团又ハ財団ニシテ営利ヲ目的ニセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」の条文に基づいて「公益法人」（社团法人、財団法人）が主務官庁の許可を得て設立された。

いわゆる、「主務官庁」制度と呼ばれた、公益法人設立における典型的な許認可制度であった。民法において、「公益法人」制度が取り入れられたわけであるが、行財政改革の一環として、また時代状況の変遷に合わなくなったことなどから、この度、《民による公益の推進を図るため、新公益法人制度》が遂行されたわけである。

二 公益法人制度改革の経緯と公益法人三法

このように明治時代に制度化された公益法人が、時代の変遷において百年を経過した中で、実態や当初の設立目的にそぐわない面などが多々生じたことなどによって、この度、公益法人改革に基づき、新公益法人制度として施行されたことは周知のとおりである。公益法人制度改革関連法は、明治二十九年（法律第八九号）に制定された民法三三三

による主務官庁の「公益法人の設立許可」制と称される自由裁量により行う制度を改め、「官から民へ」の流れの中で、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、準則主義、すなわち、登記をすることにより法人を設立することができる制度、およびそれに基づき公益性を認定する制度に変えるものである。

「公益法人制度改革関連三法」とは次の三つの法律を指す。法律の体系については、[\[図1\]](#)を参照されたい。

(i) 一般社団・財団法人法と称される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成一八年六月二日法律第 四八号）

(ii) 公益法人認定法と称される「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成一八年六月二日法律 第四九号）

(iii) 整備法と称される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成一八年六月二日法律第五〇号）

この三つの法律は、平成一八年五月二六日に国会で可決成立し、六月二日に公布された。それぞれの法律の概要は、次のとおりである。

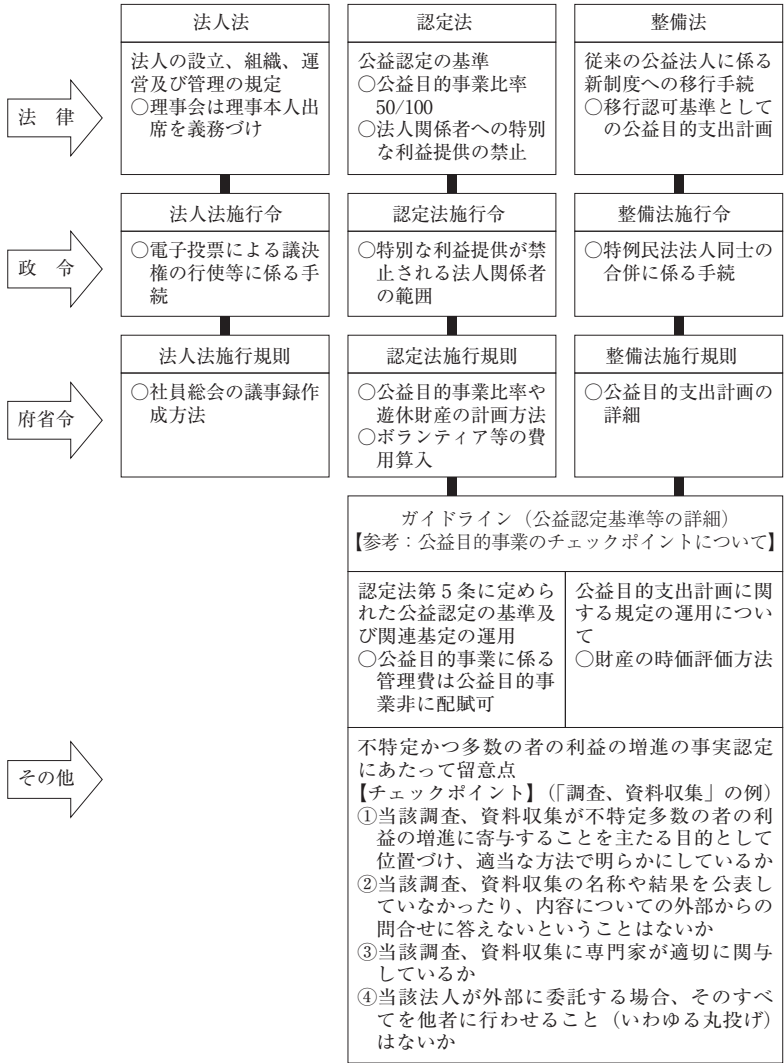
(1) 一般社団・財団法人法

この法律は、剰余金の分配を目的としない社団および財団については、その法人が行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人・一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営、管理についての規定に関する事項について整備したものである。

(2) 公益法人認定法

この法律は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人および財団法人の設立許可およびこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人

〔図―1〕 新制度の法令等の体系



(原典)『民による公益の増進を目指して』（公益認定等委員会事務局、平成20年5月）4頁
(出所) 出井信夫『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』（学陽書房、平成21年2月）44頁

に関する制度を改め、公益社団法人および公益財団法人としての認定およびこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度を創設し、それに関する事項について整備したものである。

(3) 整 備 法

この法律は、一般社団法人・一般財団法人および公益法人認定法の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律を整備し、それに関する事項について整備したものである。

なお、「公益法人制度改革関連三法」の詳細については省略する。⁽¹⁾

三 新公益法人制度における主なポイント

新公益法人制度における主なポイントについては、大要、次の諸点があげられる。

(1) 準 則 主 義

法人の設立は、準則主義による登記により、一般社団法人・一般財団法人を設立することができる。

(2) 公益社団法人および公益財団法人の認定

公益社団法人および公益財団法人については、国の公益認定等委員会または都道府県の合議制の機関である公益認定等委員会等の機関において、法人が一元的に公益認定の基準を満たしているかどうかなどについて審査して、法に適合していれば、国（内閣府）または都道府県知事が認可を行うことになっている。

(3) 従来の公益法人等の今後の選択肢

従来の公益法人等の今後の選択肢としては、一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人のいずれを選択するのも自由にできることになっている。ただし、公益社団法人・公益財団法人となるには、前述した国または都道府県の公益認定等委員会等の機関による公益認定の審査を受け認定されることになる。また、法の施行

後、経過期間の五年以内に所定の移行手続きをしない場合には解散したものとみなされるので注意する必要がある。

(4) 新制度における税制

新制度における税制については、「二階建て」方式と称されるように、一般社団法人・一般財団法人については「原則課税」となる。一方、公益社団法人・公益財団法人については「公益目的事業」は「原則非課税」であるが、収益事業等については「課税対象事業」となっている点に留意する必要がある。⁽²⁾

Ⅱ 認定審議の要点と移行期間終了後の移行状況

本章では、これまで設立されてきた公益法人の主な設立分野や事業分野、また公益法人の主な主体者について、整理、概観するとともに、公益法人三法に基づく「公益認定等審議会」における議論のポイントなどについて整理、概観する。

一 移行法人の主な設立分野や事業分野

これまで設立されてきた公益法人（特例民法法人、移行法人）の主な設立分野や事業分野については、旧『公益法人白書』や『平成二四年度 特例民法法人に関する年次報告』に基づき、公益法人の主な設立分野について整理すると、「表―1」に示すように分類される。

また公益法人の主な事業種類については、「表―2」に示すように分類される。

一方、「特例民法法人の設立目的」については、『平成二四年度 特例民法法人に関する年次報告』では、(i)生活一般、(ii)教育・学術・文化、(iii)政治・行政及び(iv)産業の四分野にまず区分し、更に小分類項目に区分している。

大別した四分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（二〇、三六〇法人）に対する百分率である。大別した四分野では、「生活一般」が一一、二八〇法人（五五・四％）と最多であり、「教育

〔表一〕 設立目的の分類

設 立 目 的	例 示
1. 生活一般	
家庭生活	家庭生活、所得、家計、貯蓄
保健・衛生・医療	健康、予防、栄養、公衆衛生、食品衛生、医療、看護、薬事、療術、医師会、歯科医師会、薬剤師会
体育・レクリエーション	各種体育、スポーツ団体、余暇、娯楽、旅館、観光
保育	育児園、託児所
福祉・援護	母子、児童、老人、身体障害者、社会保障、更生
職業・労働	職業訓練、職業指導、高齢者事業、能力開発、労働福祉
福利・共済	厚生・互助・共済、年金、退職金
居住・生活環境	住宅、宅地、不動産、水道、下水、公園、墓地
安全	交通安全、防犯、防災
生活一般／その他	
2. 教育・学術・文化	
教育	学校教育、社会教育（美術館・図書館・博物館・動物園）、通信教育、研修所
育英・奨学	育英、奨学、外国留学、外国人留学受入
学術・研究	人文社会科学、自然科学、学会、研究所
文化・芸術	文芸、映画、演劇、古典芸能、音楽、舞踊、美術、工芸、華道、茶道、文化施設、文化財
報道・出版	新聞、報道、広報、出版、広告
宗教関係	仏教、キリスト教、神道、諸教関係
国際交流	教育交流、学術交流、文化交流、人物交流、スポーツ交流、移住
教育・学術・文化／その他	
3. 政治・行政	
政治・行政	政治、政策、法律、行政、治安、防衛
財政・経済	財政、経済、租税、経済計画
総合計画	国土計画、地方計画、人口問題、総合開発
地方行政	地域開発、都市開発、地方行財政
自然・環境	自然保護、野生動物保護、国立公園、国定公園、環境浄化
国際関係	国連活動、国際親善、国際平和、国際協力、開発途上国援助
政治・行政／その他	
4. 産業	
金融・保険	銀行、保険、証券
農林水産	農業、養蚕、畜産、獣医、木材、林業、水産
通商産業	産業経済、商業、貿易、工業、鉱業、検査、エネルギー、工業所有権
運輸・交通	運輸、交通、鉄道、陸運、海運、航空、気象
建設	建築、土木、道路、河川、トンネル、橋梁、砂防
通信	電信電話、電気通信、電波、通信事業
情報	情報収集、情報分析、情報提供
産業／その他	

・学術・文化」が八、〇一九人（三九・四％）、「産業」が五、六七三法人（二七・九％）、「政治・行政」が二、三三二法人（二一・五％）と続いている。

さらに、同『年次報告』では、法人の設立目的を達成するために行う「事業内容の分類」をしている。事業の種類として一番多く挙げられたのは「指導・育成」で、一

三、〇二〇法人（六三・九％）、次に多いものが「振興・奨励」で九、六四七法人（四七・四％）、以下、「調査・研究」の八、九四三法人（四三・九％）、「普及・広報」の六、四九五法人（三一・九％）と続いている。ここでは紙幅の関係で詳細については省略する。

二 移行法人の類型化

これまで設立されてきた公益法人については、基本的に、次のような観点より分類、類型化できる。⁽³⁾

- (1) 出資者の観点より分類
 - (i) 個人による出資
 - (ii) 町内会・自治会等の任意団体等による出資
 - (iii) 企業による出資
 - (iv) 国による出資
 - (v) 国の特殊法人や独立行政法人による出資

〔表一2〕 主な事業種類の分類

	小 項 目
振興・奨励	振 興
	助 成 ・ 給 付
	貸 与
	表 彰
	信 用 保 証
	その他の振興・奨励
指導・育成	教育・訓練
	相 談
	研修会・講習会
	その他の指導・育成
調査・研究	研 究
	情 報 の 収 集
	情報資料の作成・分析等
	その他の調査・研究
普及・広報	普 及
	雑誌・図書の出版
	説 明 会
	その他の普及・広報
検査・検定	検 査 ・ 検 定
	資格の付与・指定
	証 明
	その他の検査・検定
交 流	連 絡

- (vi) 都道府県や市町村等の自治体による出資
- (vii) 自治体の独立行政法人による出資
- (2) 所管別および活動地域の範囲の観点より分類
- (i) 国の各府省の所管
- (ii) 各都道府県知事の所管
- (iii) 各都道府県教育委員会の所管
- (3) 出捐、出資者の観点より分類
- (i) 政府関係機関等からの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (ii) 特殊法人や独立行政法人からの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (iii) 都道府県や市町村自治体からの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (iv) 特定の民間企業や企業グループからの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (v) 多数の民間企業や経済団体などからの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (vi) 特定の市民・住民や市民・住民グループからの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (vii) 多数の市民・住民や市民・住民グループからの出捐、出資の有無や職員の出向・派遣等の関与の度合いなど
- (4) 法人の設立目的（総務省「公益法人白書」）の観点より分類
- (i) 生活一般に関する事業分野
- (ii) 教育・学術・文化に関する事業分野
- (iii) 政治・行政に関する事業分野
- (iv) 産業に関する事業分野

- (5) 事業種類別（総務省『公益法人白書』の観点より分類）
- (i) 振興・奨励に関する業務
 - (ii) 指導・育成に関する業務
 - (iii) 調査・研究に関する業務
 - (iv) 普及・広報に関する業務
 - (v) 検査・検定に関する業務
 - (vi) 交流に関する業務
 - (vii) 共済に関する業務
 - (viii) 施設の運営に関する業務
 - (6) 自治体の出資法人（総務省「第三セクター等の状況に関する調査」における業務分野）
 - (i) 地域・都市開発に関する業務
 - (ii) 住宅・都市サービスに関する業務
 - (iii) 観光・レジャーに関する業務
 - (iv) 農林水産に関する業務
 - (v) 商工に関する業務
 - (vi) 社会福祉・保健医療に関する業務
 - (vii) 生活衛生に関する業務
 - (viii) 運輸・道路に関する業務
 - (ix) 教育・文化に関する業務

(x) 公害・自然環境保全に関する業務

(xi) 情報処理

(xii) 国際交流

(xiii) その他

(7) 施設の保有・所有の観点より分類

(i) 施設を自己所有し管理運営を行っている

(ii) 施設の管理運営のみを行っている

(iii) 施設の管理運営業務等を除くその他のサービス業務を実施

(8) 国からの交付金・補助金等があるか否かの観点より分類

(i) 交付金・補助金等がある

(ii) 交付金・補助金等はない

(9) 自治体からの交付金・補助金等があるか否かの観点より分類

(i) 交付金・補助金等がある

(ii) 交付金・補助金等はない

(10) 事業参画できる資格者等は特定の個人・法人等のみを対象としているか否かの観点より分類

(11) 法人の事業展開によって利益・便益を受ける対象者等は特定の個人・法人等であるか否かの観点より分類

三 公益認定の主な認定基準

認定法第五条各号に掲げられた認定基準のうち、主なものは次のとおりである。これらの基準は、移行後も引き続き遵守しているかどうかについて監督が行われる。

(1) 経理的基礎を有すること

「経理的基礎」とは、安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかどうかについて確認されることになる。

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について、法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務に精通した者により適切な情報開示が行われていることなどが必要とされる。

(2) 技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことである。例えば、「検査検定」については、人員や検査機器について必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要とされる。

(3) 特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業内容などの具体的な実情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことである。

公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはならない。

(4) 収支相償であること

「収支相償」とは、公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならないとされ、この収支相償については、次のように、二段階で判定が行われる（図―2）。

なお、公益認定等審議会における法人の事業の審議のポイントについては、（図―3）が参考となろう。⁽⁴⁾

(5) 公益目的事業比率が五〇%以上であると見込まれること

「公益目的事業比率」は、収入ではなく事業の実施費用で計算する。公益目的事業に要する費用が、事業費および管理費の合計額に占める割合は五〇％以上でなければならない。

この公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば、将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供（ボランティア）を受けた際、実際に人を雇用した場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができる。

(6) 遊休財産が制限を超えないと見込まれること

「遊休財産」とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額である。この遊休財産額は、一年分の公益目的事業費相当額（若干の調整がある）を超えてはならないことになっている。

これら以外にも認定基準がある。申請書類や申請の手引き等を参照、確認されたい。

四 公益目的事業の定義と公益目的事業の認定

(1) 公益目的事業とは

新制度において、公益社団・財団法人に認定されるには、認定の基本となる法人の行う事業が公益目的事業かどうか、国の公益認定等委員会、または都道府県の合議制の機関である公益認定等委員会等の機関が法人の行う事業ごとに審査することになっている。

〔図一〕 公益目的事業の設定に関する二段階の判定

【第一段階】



【第二段階】

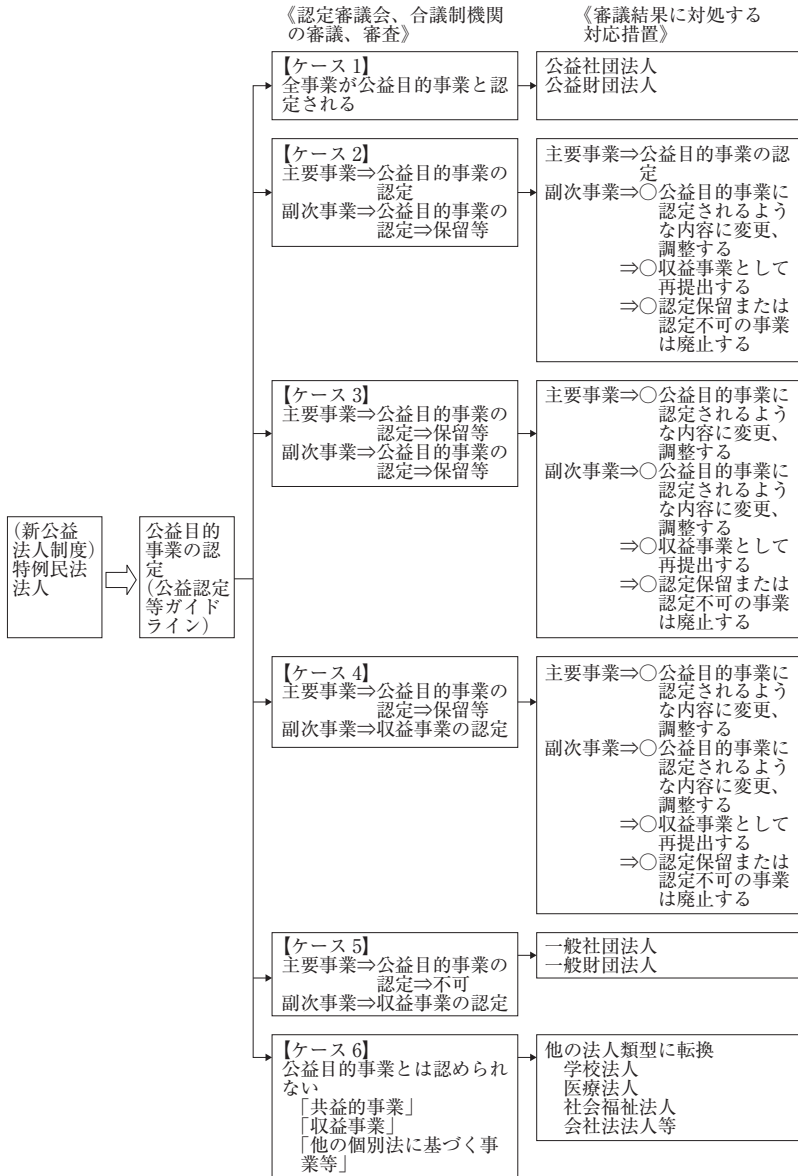
公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較する。仮に、収入の額が費用の額よりも大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる。

将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなされる。

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較する。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなされる。

〔図—3〕 公益性についての審議ポイント



(出所) 出井信夫『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』(学陽書房、平成21年2月) 167頁

この事業の区分においては、類似・関連する事業については、法人の行う事業については法人の判断により適宜まとめることになっているが、収益事業等は明確に区分されることになっている。

「公益目的事業」の定義については、公益法人認定法第二条第四号に定められている次の条文、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」を指す。

すなわち、「公益目的事業」とは、A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であり、かつB「不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。

(2) 公益目的事業の基本的なチェックポイント

公益目的事業のチェックポイントについては、国の公益認定等委員会または都道府県の合議制の機関である公益認定等委員会の機関において、事実認定の審議に際して検討される基準については、次のように二段階に分けて認定されることになっている（**図—4**参照）。

第一段階としては、(1)法人における個々の事業について、**〔表—3〕**各号に掲げられたいずれかに該当しているかどうかについて検討される。

その上でさらに第二段階として、(2)「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の基準（**表—4**）、**〔表—5〕**（参照）を満たしているかどうかを検討され、認定される。

(3) 別表各号によるチェックポイント

法人における個々の事業について、次の別表各号に掲げられたいずれかに該当しているかどうかについて検討する（**表—3**参照）。

(4) 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

〔図—4〕 公益目的事業のチェックポイント

【第一段階の審査】（1）法人における個々の事業について、次表各号に掲げられたいずれかに該当しているかどうかについて検討する。



【第二段階の審査】（2）「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の基準を満たしているかどうかについて検討する。

〔表—3〕 別表各号によるチェックポイント

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

個々の事業について、それぞれの事業が特定多数の者のみの利益の増進となっていないかどうかの観点より、チェックポイントにしたがって検討する。この点が、国の公益認定等委員会または都道府県の合議制の機関である公益認定等委員会の機関において、事実認定の審議に際して、検討される点であり、認定が判断される基準である。

(5) 事実認定のチェックポイント

個々の事業における事実認定において、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」として、公益認定等委員会等において審議されるポイントは、「表―4」の事実認定のチェックポイントである。

また、事業区分ごとに具体的な事業名の例として示したものが、「表―5」である。

ちなみに、「新公益法人制度による事業区分」と『公益法人白書』による事業区分を比較したものが、「表―6」である。

(6) 事実認定のチェックポイントの例

例えば、「検査検定」の例についてみると、審議されるポイントは、次のような点があげられる。

- (i) 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該検査検定の基準を公開しているか。
- (iii) 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか（例…個別審査に

〔表―4〕 事実認定のチェックポイント

(1) 検査検定
(2) 資格付与
(3) 講座、セミナー、育成
(4) 体験活動等
(5) 相談、助言
(6) 調査、資料収集
(7) 技術開発、研究開発
(8) キャンペーン、〇〇月間
(9) 展示会、〇〇ショー
(10) 博物館等の展示
(11) 施設の貸与
(12) 資金貸与、債務保証等
(13) 助成（応募型）
(14) 表彰、コンクール
(15) 競技会
(16) 自由公演
(17) 主催公演

〔表―5〕 事業区分ごとの事業名の例

事業区分	事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
(1) 検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
(2) 資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
(3) 講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
(4) 体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
(5) 相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
(6) 調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
(7) 技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
(8) キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
(9) 展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
(10) 博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
(11) 施設の貸与	施設（または会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
(12) 資金貸与、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
(13) 助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
(14) 表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
(15) 競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
(16) 自由公演	公演、興行、演奏会
(17) 主催公演	主催公演、主催コンサート

- (i) 事業目的（趣旨…特定多数でない者の利益の
- (7) 前記の事業区分に該当しない事業におけるチェックポイント
- (v) 検査検定に携わる人員や検査機器について必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか（例…検査機器の定期的点検と性能向上、能力評価の実施、法令等により求められる能力について許認可を受けている）。
- 当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定）。

〔表一6〕「新公益法人制度による事業区分」と『公益法人白書』による
事業区分の比較

事業区分	事業名の例 (新公益法人制度による事業)	『公益法人白書』による事業区分	代表的な事例
(1) 検査検定	検査・検定、検査、検定、認証	検査・検定、その他の検査・検定	① (財) 原子力安全技術センター、 (財) 食品環境検査協会等 ② (財) 新潟県環境分析センター、 (社) 県央研究所等 ② (財) 山形県理化学分析センター等
(2) 資格付与	技能検定、技術検定、資格認定	資格の付与・指定	① (財) 日本英語検定協会、 (財) 日本漢字能力検定協会等 ② ー ③ ー
(3) 講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会	教育・訓練、研修会・講習会、その他の指導・育成	① (財) 大学セミナーハウス、 (財) こども教育支援財団等 ② (社) 新潟県産業廃棄物協会、 (社) 新潟県経営者協会等 ③ (財) 山形県市町村自治協会、 (社) 山形県経営者協会等
(4) 体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会		① (財) 都市農山漁村交流活性化機構、 (社) 日本オリエンタリング協会等 ② (社) 自然養生園、(財) 鶴栄会等 ③ ー
(5) 相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理	相談	① (財) 都市農地活用支援センター、 (社) 民間活力開発機構等 ② (財) 新潟県勤労者福祉厚生財団、 (社) 新潟県受胎調整実地指導員協会等 ③ (社) 山形県食品衛生協会、 (社) 山形県産業廃棄物協会等
(6) 調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析	研究、情報の収集、情報資料の作成・分析等、その他の調査・研究	① (社) 海外環境協力センター、 (財) 海洋生物環境研究所等 ② (財) 環日本海経済研究所、 (社) 新潟県地域総合研究所等 ③ (社) 山形県経済社会研究所、 (社) 山形県林業コンサルタント等
(7) 技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究		① (財) 核物質管理センター、 (財) 医療情報システム開発センター等 ② (財) 綾玄社、 (財) 十日町地域地場産業振興センター等 ③ (財) 山形県産業技術振興機構、 (財) 庄内地域地場産業振興センター等
(8) キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言		① (財) 日本自転車普及協会、 (社) 全国海岸協会等 ② ー ③ ー
(9) 展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル		① (財) 2005年日本国際博覧会協会、 (財) 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会等 ② (財) 長岡産業交流会館、 (財) 新潟インダストリアルプロモーションセンター等 ③ ー

(10) 博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示		①（財）明治村、（財）海洋博覧会記念公園管理財団等 ②（財）北方文化博物館、（財）佐渡博物館、（財）木村茶道美術館等 ③（財）山形美術館、（財）致道博物館、（財）本間美術館、（財）酒田市美術館等
(11) 施設の貸与	施設（または会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営	会館・施設の建設、会館・施設の管理、会館・施設の貸与、会館・施設の公開、その他の施設の運営	①（財）厚生年金事業振興団、（財）勤労者共同賃貸住宅協会等 ②（財）新潟県下水道公社、（財）魚沼市地域づくり振興公社等 ③（財）山形県社会文化協会、（財）村山市余暇開発公社等
(12) 資金貸与、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース	信用保証	①（財）日本財団、（財）民間都市開発推進機構等 ②（財）新潟県労働者信用基金協会、（社）新潟県私学振興会等 ③（財）山形県労働者信用基金協会、（財）山形県労働者育成教育基金協会等
(13) 助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付	助成・給付	①（財）アサヒビール学術振興財団、（財）全国銀行学術研究振興財団等 ②（財）新潟工学振興会、（財）佐々木環境技術振興財団、（財）長岡市米百俵財団等 ③（財）きらやか銀行教育振興基金、（財）松坂世紀記念財団、（財）庄内育英会等
(14) 表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、ランプリ、展覧会	表彰	①（財）サントリー文化財団、（財）日本農林漁業振興会等 ② — ③（財）敬学会、（財）教友会等
(15) 競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン		①（財）日本体育協会、（財）日本サッカー協会等 ②（財）新潟県体育協会、（財）新潟県スキー連盟、（社）新潟県サッカー協会等 ③（財）山形県体育協会、（財）山形市体育協会等
(16) 自由公演	公演、興行、演奏会		①（財）新日本フィルハーモニー交響楽団、（財）東京フィルハーモニー交響楽団、（社）日本舞踊協会等 ② — ③ —
(17) 主催公演	主催公演、主催コンサート		①（財）サントリー音楽財団、（財）ニッセイ文化振興財団等 ② — ③ —

（注）「新公益法人制度による事業区分」に基づいて、『公益法人白書』による事業区分で、
 (i)全国展開している法人、(ii)新潟県、(iii)山形県の代表的な事例を整理したものである。
 ①は主務官庁は各府省が所管となっている全国規模で展開している法人の代表的な事例をあげたものである。
 ②は主務官庁は都道府県知事・教育委員会が所管となっている法人の事例として新潟県の代表的な事例をあげたものである。
 ③は主務官庁は都道府県知事・教育委員会が所管となっている法人の事例として山形県の代表的な事例をあげたものである。
 （出所）出井信夫『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』（学陽書房、平成21年2月）

増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認すること）

(ii) 事業の合目的性（趣旨・事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認すること）

ア 受益の機会の公開（例…受益の機会が、一般に開かれているか）

イ 事業の質を確保するための方策（例…専門家が適切に関与しているか）

ウ 審査・選考の公正性の確保（例…当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）

エ その他（例…公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）

ただし、上記の(ii)事業の合目的性ア～エについては、例示的に示したものであり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある点に留意する必要がある。

(1) 出井信夫『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』（学陽書房、二〇〇九年）及びそれぞれの法律を参照されたい。

(2) 前掲注（1）を参照されたい。

(3) 詳細は、前掲注（1）を参照されたい。

(4) 詳細は、前掲注（1）を参照されたい。